

令和7年度 製造・輸入数量の監視対象となる優先評価化学物質の取扱いについて

令和8年3月27日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

「化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価の基本的な考え方【改訂第3版】¹」に基づき、評価年度における製造・輸入数量の全国合計が10 t以下又は推計排出量が1 t以下となる優先評価化学物質は、当面は製造・輸入数量を監視（以下「数量監視」という。）していくこととされています。また、過去連続3年以上数量監視の対象となり、「環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害のいずれも生ずるおそれがないと認めるに至った」と判断した優先評価化学物質については、化審法第11条に基づき、優先評価化学物質の指定を取り消すこととしています。本考え方にに基づき、今年度、数量監視を経て優先評価化学物質の指定を取り消す物質、及び当面は数量監視の対象となる物質は以下のとおりです。

1. 数量監視を経て優先評価化学物質の指定を取り消す物質

優先 通し 番号	物質名称	優先指定の根拠	2022年度届出 (2021年度実績)	2023年度届出 (2022年度実績)	2024年度届出 (2023年度実績)
200	ベンジル（ジメチル）（オクチル）アンモニウムの塩	生態影響	排出量 1 t 以下	排出量 1 t 以下	排出量 1 t 以下
242	[ジメチル（オクタデシル）アザニウムイル] アセタート	生態影響	排出量 1 t 以下	排出量 1 t 以下	排出量 1 t 以下
246	エチル＝2－フェニルプロパノアート	生態影響	排出量 1 t 以下	排出量 1 t 以下	排出量 1 t 以下

¹ 化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価の基本的な考え方【改訂第3版】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/riskassess_kangaekata.pdf

2. 当面は数量監視の対象となる優先評価化学物質

優先 通し 番号	物質名称	優先指定の根拠	2022 年度届出 (2021 年度実績)	2023 年度届出 (2022 年度実績)	2024 年度届出 (2023 年度実績)
60	<i>p</i> -クロロニトロベンゼン	人健康影響	—	—	排出量 1 t 以下
69	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸 1, 2-無水物	人健康影響	—	—	排出量 1 t 以下
138	ジナトリウム=2, 2'-ビニレンビス [5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンスルホナート] (別名フルオレスセント-260)	生態影響	—	製造輸入 10 t 以下	製造輸入 10 t 以下
265	メチル=(1 <i>H</i> -1, 3-ベンゾイミダゾール-2-イル)カルバマート (別名カルベンダジム)	生態影響	—	排出量 1 t 以下	排出量 1 t 以下